

令和元年6月27日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

1 路線名 152号

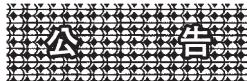
2 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大河原4636番の3地先から

下伊那郡大鹿村大河原4635番の12地先まで

3 供用を開始する期日 令和元年6月27日

道路管理課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープ宮田店

上伊那郡宮田村3328ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上伊那農業協同組合

伊那市大字伊那部4291

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	御子柴 茂樹	伊那市大字伊那部4291
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	御子柴 茂樹	伊那市大字伊那部4291
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

4 変更した年月日

平成31年3月27日

5 届出年月日

平成31年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年6月27日から令和元年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JA木曽総合施設

木曽郡木曽町福島2872ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

木曽農業協同組合

木曽郡木曽町福島3807-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
木曽農業協同組合	高橋 徳	木曽郡木曽町福島3807-1
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
木曽農業協同組合	高橋 徳	木曽郡木曽町福島3807-1
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

4 変更した年月日

平成31年3月27日

5 届出年月日

平成31年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振

興室又は長野県木曽地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年6月27日から令和元年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曽地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープファーマーズびんぐし店

埴科郡坂城町大字上五明字久保田610ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ながの農業協同組合

長野市大字中御所字岡田131-14

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) A・コープびんぐし店

(変更後) A・コープファーマーズびんぐし店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

平成30年2月9日ほか

5 届出年月日

平成31年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年6月27日から令和元年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープあんず店

千曲市大字雨宮317ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ながの農業協同組合

長野市大字中御所字岡田131-14

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1
(株)米音	山本 茂	千曲市大字稻荷山1782-84
(株)伊勢屋薬局	飯島 優子	千曲市大字稻荷山836

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(株)米音	山本 茂	千曲市大字稻荷山1782-84
(株)伊勢屋薬局	飯島 優子	千曲市大字稻荷山836

4 変更した年月日

平成31年3月27日

5 届出年月日

平成31年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年6月27日から令和元年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリ南長野

長野市水沢上庭3街区1画地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717

4 変更した年月日

平成31年3月27日

5 届出年月日

平成31年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年6月27日から令和元年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしのいA区画

長野市篠ノ井布施五明587ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961-2
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961-2
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

4 変更した年月日

平成31年3月27日

5 届出年月日

平成31年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年6月27日から令和元年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリまつしろ

長野市松代町西寺尾字町裏1450ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961-2
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961-2
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

平成31年3月27日

5 届出年月日

平成31年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年6月27日から令和元年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北信州みゆきコミュニティタウン

飯山市大字常盤字久保通り7466-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ながの農業協同組合

長野市大字中御所字岡田131-14

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに
代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ながの農業協同組合	豊田 実	長野市大字中御所字岡田131-14
(株)長野県A・コード	千野 勇	長野市市場2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ながの農業協同組合	豊田 実	長野市大字中御所字岡田131-14
(株)長野県A・コード	小林 準一	長野市市場2-1

4 変更した年月日

平成31年3月27日

5 届出年月日

平成31年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年6月27日から令和元年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松本都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和元年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和元年7月28日（日）午後2時から
- (2) 開催場所 なんなんひろば会議室1（松本市芳野4-1）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
 - 3・4・26号松本朝日線
 - 3・2・29号長野飯田線

(2) 変更案の閲覧

令和元年6月28日（金）から令和元年7月26日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

令和元年6月28日（金）から令和元年7月19日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所、松本市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

松本都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べ
たいので申し出ます。

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

長野県川中島平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和元年6月27日

長野県長野地域振興局長 林 雅 孝

理事

新 任

氏 名	住 所
堤 甲	長野市稻里町下氷鉋390番地
倉 田 正 男	長野市青木島町綱島662番地
井 上 正 昭	長野市青木島町大塚1015番地3
佐 藤 勝 司	長野市小島田町1029番地
西 澤 修	長野市真島町真島885番地
中 澤 健 一	長野市真島町真島640番地
北 村 利 章	長野市真島町真島1938番地1

重 任

氏 名	住 所
宮 泽 雄 彦	長野市真島町真島789番地
松 尾 貞 夫	長野市小島田町841番地1
野 池 靖 雄	長野市三本柳東3丁目67

退 任

氏 名	住 所
中 島 一 教	長野市稻里町下氷鉋352番地
中 島 展 明	長野市小島田町1787番地7
島 田 今朝和	長野市真島町真島2073番地
武 田 国 守	長野市真島町真島1521番地5
町 田 悅 尾	長野市青木島町大塚460番地
竹 内 利 廣	長野市真島町川合952番地
原 田 今朝男	長野市青木島町大塚1302番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
水 野 幹 夫	長野市川中島町上氷鉋892番地
町 田 悅 尾	長野市青木島町大塚460番地
岡 村 重 徳	長野市真島町川合197番地1

退 任

氏 名	住 所
岡 泽 刚	長野市小島田町515番地
小 林 均	長野市真島町真島1003番地
峯 村 鉄 美	長野市稻里町中氷鉋1461番地1

農地整備課

公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり行います。

令和元年6月27日

長野県公安委員会

1 検定合格者審査の対象者並びに検定合格者審査を行う警備業務の種別及び級

次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定に合格した者（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る検定合格者審査を行います。

左 欄	右 欄
空港保安警備 1級又は2級	空港保安警備業務 2級
常駐警備 1級又は2級	施設警備業務 2級
交通誘導警備 1級又は2級	交通誘導警備業務 2級
貴重品運搬警備 1級又は2級	貴重品運搬警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和元年9月18日（水）午後1時から午後4時まで

(2) 場所

長野市大字南長野聖徳593番地14

長野合同庁舎別館大会議室2階

3 定員

各10名

4 申請手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定合格者審査を受けようとする者は、(2)の審査申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和元年7月24日（水）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 審査申請書の提出

受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した審査申請書に次に掲げる書類を添付して、令和元年8月16日（金）

まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）1枚

イ 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の写し

ウ 長野県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者にあっては、長野県内に住所地を有することを疎明する書面（住民票の写し等）又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

エ 代理人が審査申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定合格者審査の手数料

検定合格者審査の手数料（4,700円）は、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

5 その他

(1) 審査申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) 検定合格者審査当日は、旧合格証及び筆記用具を持参してください。

(3) この検定合格者審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4) この検定合格者審査の実施に際して収集する個人情報は、この検定合格者審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和元年6月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場 所	定員
8月4日 (日)	午後1時 から 午後4時 まで	松本会場	東筑摩郡山形村2040番 地1 山形村農業者トレー ニングセンター	60名
8月7日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	諏訪会場	諏訪市上川一丁目1644 番地10 諏訪合同庁舎	60名
8月21日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	飯田会場	飯田市追手町2丁目678 番地 飯田合同庁舎	60名

3 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年6月27日

長野県警察本部長 伊藤泰充

1 落札に係る物品等の名称及び数量

自動車保管場所証明電子化システム機器 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部交通部交通規制課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

令和元年5月27日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 NTTファイナンス株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市中御所1丁目16番18号

5 落札金額

1月当たり賃借額 4,060,650円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和元年5月9日

交通規制課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年6月27日

長野県長野技術専門校長 戸田智万

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パソコンコンピュータ 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県長野技術専門校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づ

く入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条
第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関するアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
この入札に参加を希望する者は2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期
随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課
電話 026-235-7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野県長野市篠ノ井布施五明3537
長野県長野技術専門校
電話 026-292-2341
上記の場所のほか、次のアドレスからダウンロードすることができます。
https://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/kanzai/chotatsu/other_notice/bid/index.html

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和元年8月8日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県長野技術専門校 会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 令和元年8月7日(水) 午後4時まで(必着)
イ 場所 長野県長野市篠ノ井布施五明3537
(郵便番号388-8011)
長野県長野技術専門校

(4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否
必要とします。

(8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野技術専門校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:
Personal Computers: 1 set

(2) Lease Duration:

From October 1, 2019 through September 30, 2024

(3) Delivery place:

Nagano Prefectural Nagano Vocational Training School
3537 Shinonoi Fuse Gomyo, Nagano City, Nagano Prefecture

(4) Contact place for information about the tender; description/conditions/and other inquiries:

Nagano Prefectural Nagano Vocational Training School
3537 Shinonoi Fuse Gomyo, Nagano City, Nagano Prefecture

TEL: +81-26-292-2341 (Japanese only)

(5) Time and place of bid opening:

Time: 1:30PM, August 8, 2019

Place: Conference Room, Nagano Prefectural Nagano Vocational Training School

(6) Time limit and mailing address for tender submission by mail:

Time: 4:00PM, August 7, 2019

Mailing address: Nagano Prefectural Nagano

Vocational Training School

3537 Shinonoi Fuse Gomyo, Nagano

City, Nagano Prefecture

388-8011 JAPAN

人材育成課